

生活衛生同業組合員の皆様へ

衛経貸付の活用について

衛経貸付は、「無担保・無保証貸付」で金利が低く且つ手続きが便利な融資制度です。
運転資金や設備資金をご検討中の方は、是非下記指導センターまで御連絡下さい。

(公財)三重県生活衛生営業指導センター

(担当：岩田)

059-225-4181

生活衛生改善貸付(衛経貸付)

1 借入資格(抜粋)

- (1) 営業許可等を受けている**小規模事業者**(個人・法人)であること。
- (2) 原則として**6ヶ月以上**、生衛同業組合等の経営指導員か経営特別相談員による経営指導を受けていること。
- (3) **1年以上**同じ地区で同一事業を営んでいること。
- (4) 所得税等の税金を**全て完納**していること。
- (5) 常時使用する従業員(会社の場合の役員並びに個人の場合3親等以内の家族従業員、パート、アルバイト除く)が**5人**(旅館業及び興行場営業については、**20人**)以下の会社又は個人。
- (6) マル経と併せて2,000万円以内であること。
- (7) 生衛組合等がその経理内容を把握できる者であること。

2 衛経貸付の特徴

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) ご融資額 | 2,000万円以内 |
| (2) ご返済期間 | 10年内 (うち据置期間2年以内) |
| (3) 利率(年) | 2.30% (令和8年1月5日現在) |

木曽岬町・いなべ市・桑名市・鈴鹿市・亀山市・伊賀市・名張市・伊勢市・度会町・鳥羽市・志摩市・紀北町・尾鷲市・熊野市では利子補給を実施しており、更に金利がお安くなります。